

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年9月1日
担 当 課	公営競技事務所

契約業者名・住所	松戸公産株式会社・千葉県松戸市上本郷594番地
工事等の名称	松戸競輪場施設賃貸借
工事等の場所	松戸市上本郷594番地 松戸競輪場
種 別	賃貸借
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	①松戸競輪場及び電話投票 勝者投票券売上高の100分の4.075（実施した競輪が目的競輪である場合には100の3.5）に相当する金額 ②臨時場外車券売場 臨時場外車券売場における勝者投票券売上金の100分の1に相当する金額 ③新競輪オンライン投票システム 新競輪オンライン投票システムにおける勝者投票券売上高の100分の0.5に相当する金額 ④チャリロトプラザ チャリロトプラザ売上高（松戸競輪本場発売分に限る。）の100分の2に相当する金額 ⑤①～④の合計金額に消費税と地方消費税を合わせた税率を乗じて算出した金額 ⑥当該開催月における場外発売時の指定席入場料収入相当額。ただし、市営競輪の実施と重複した場合はこの限りではない。 ⑦松戸市公営競技事務所の使用について月額100,000円に別途消費税及び地方消費税を加算した金額

工事等の概要	松戸市は同市上本郷５９４番地所在の松戸競輪場について、所有者である松戸公産株式会社と賃貸借契約を締結し、自転車競技法（昭和２３年法律第２０９号）に基づく自転車競走（市営競輪）を実施するほか、他の施行者から委託を受け、車券の発売（場外発売）を行う。
随意契約の理由	松戸公産株式会社は、松戸競輪場の施設所有者であり、７０年以上にわたり施設の維持管理を行っていることから、競輪場運営に関して適切な能力を有し、松戸競輪場の全体像を把握している唯一の事業者である。 また、松戸市自転車競走実施条例第３条により、松戸市が競輪事業を実施する競輪場は松戸競輪場を使用することが定められている。 以上の理由から、本契約の締結に適した唯一の企業であると思慮され、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により随意契約とするものである。